入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成29年1月17日
支出負担行為担当官
中部地方整備局　副局長　守屋　正平
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第24号

1　業務の概要
1）品目分類番号　42
2）業務名　平成29年度名古屋港新土砂処分場漁業影響予測評価業務
3）業務内容　本業務は、名古屋港の新土砂処分場整備に伴う漁業生物への影響評価を行うため、学識経験者の指導、助言を踏まえて検討を行うものである。
なお、本業務は技術提案の提出を求め、技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式の対象業務である。また、具体的な実施方法については、プロポーザル方式に基づく手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて実施するものとする。
4）本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。
①　影響緩和方策の検討に際して、構造物における生物共生効果に関する考え方と考慮すべき事項
②　漁業種類別に影響評価を取りまとめるにあたって、一般市民等への理解の促進に資する資料作成に係る着眼点と具体的な手法
5）履行期間　契約締結日から平成29年12月26日まで
6）本業務は提出資料、見積を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが出来る。
7）本業務は、技術提案書の特定を通知された者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する業務である。

2　技術提案書の提出者として選定されるために必要な要件
技術提案書の提出者は、以下に示す参加表明者に関する要件及び業務実績等に関する要件を満たす全ての者を選定する。
1）参加表明者に関する要件
⑴　技術提案書の提出者は、次の①に揚げる資格を満たしている単体企業又は②に揚げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　単体企業
ａ．予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
ｂ．中部地方整備局（港湾空港関係）における平成27・28年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。
また、中部地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格確認の申請を行い受理されている者であること。
なお､契約の相手方となるためには、技術提案書の特定通知日において「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていることを条件とする。
ｃ．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を受けている者を除く。)
ｄ．中部地方整備局長から、指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ｅ．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって､「競争参加者の資格に関する公示」(平成29年１月17日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けていること。
また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。
⑵　技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　資本関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　親会社と子会社の関係にある場合
㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
2）参加表明書に関する要件
⑴　参加表明書の提出者に対する要件
①　参加表明書を提出する者は、平成18年度以降公示日までに完了した以下の何れかの「同種業務又は類似業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者が「同種業務又は類似業務」の実績を有さなければならない。また、他の構成員は、本業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。
・同種業務：海域における環境影響予測に関する検討業務及び漁業実態調査
※ただし、海域における環境影響予測に関する検討業務と漁業実態調査の実績は別々の業務でも良い。
・類似業務：海域における環境影響予測に関する検討業務
②　ただし、上記①の実績が全地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。
⑵　配置予定技術者に対する要件
①　配置予定管理技術者の資格に関する要件　配置予定管理技術者については、以下に揚げる資格等のいずれかを有すること。
イ）技術士(総合技術監理部門：「建設―河川、砂防及び海岸・海洋、建設―港湾及び空港、建設―建設環境、水産―漁業及び増養殖、水産―水産土木、水産―水産水域環境」)、(建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境」)、(水産部門：「漁業及び増養殖、水産土木、水産水域環境」)又は博士（工学、農学）の資格を有している者
ロ）ＲＣＣＭ（港湾及び空港)(港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする)
ハ）ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋、建設環境、水産土木)(港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする)、土木学会認定技術者（１級以上)、ＡＰＥＣエンジニア（Civil、Structual、Industrial、Environmental、Mechanical、Information、Bio）
ニ）発注者が上記ハ）と同等の能力と経験を有すると認めた者
※上記ニ）発注者が上記ハ）と同等の能力と経験を有すると認めた者とは以下に掲げる者とする。
ａ．関連分野の著述、論文、委員会活動などの顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者